

○事務局

只今より平成 29 年度第 11 回多良木町農業委員会総会を開催いたします。

会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。

寒い日が続いておりますが、お元気のことだと思います。

ことしはまた例年になく、寒波の襲来と降雪が多い年のように感じております。

度重なる寒波が続いておりますが、寒波にも名前が付いてるようでして、今年に入って大寒の頃にやって来ました寒波を「大寒寒波」と言っていたようです。

それから立春の頃に来る寒波を「立春寒波」、節分の頃に来る寒波ですね。

これが、今年度の最強寒波とも言われておりました。

雪も降りました。

今年に入って 11 月に 4、5 c m ですか、28 日に 1 c m 制度、2 月に入りまして 1 日が 5、6 c m、昨日も降りました。

3、4 c m これはいずれも栖山レベルの観測でございます。

このような天候によって、農作物の生育に影響があるのではないかと懸念されますが、全国的には、天候の不順によって、野菜が育っていないと、品薄中で高騰が続いている中で野菜の大量盗難の報道がなされておりました。

私の集落の近くでも、トマトの盗難被害があっていたようでして、管内にも、心無い者がいるようですので、収穫を間近に控えた野菜農家の方は注意が必要かと思えます。

2 月も半ばに入りまして、春はそこまで来ていると思えますが、冬型の気圧配置はまだまだ続くようです。

巷では、インフルエンザも警報レベルを超えていて、ウイルスによる胃腸炎も流行しているようですので、体調管理に皆さん十分注意をしていただきたいと思います。

それから、先月から、農家の意向調査アンケート式による調査を行いまして、皆様方ご協力いただきました。

全体で、対象農家が 1,100 戸強ありまして、約 85% の回収率でございました。

皆様方ご協力いただきましてありがとうございます。

後ほど詳しい報告は事務局からあろうかと思えます。

農業者年金の推進も皆様方活動していただいておりますが、新規加入の報告はまだなされておられません。

引き続きご協力をお願いします。

また先日から調査員の方には、現地調査お疲れさまでございました。

後ほど調査結果の報告をしていただきたいと思います。

今日は、15 番から欠席届が出ております。

他の方は皆様出席でございますので当総会は成立をしております。

本日は、議案5件報告事項1件提案をさせていただいております。
全議案ご審議いただき、ご可決賜りますようお願いをいたします。
以後、議事に入りますが、議事の進行につきましては、座らせていただいて進めさせていただきます。
よろしく申し上げます。

○議長

では、早速、議事に入ります。
日程第1の議事録署名委員の指名でございますが、私の方から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。
異議なしということですので、私のから指名をさせていただきます。
8番10番をお願いしたいと思います。
書記につきましては、事務局の方でお願いをします。
日程第2、議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局

日程第2、議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてです。
下記資料のとおり、農地の権利移転等についての許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定していただくものです。
今回は、3条の件数が5件ございます。
まず、番号1番、申請内容はお手元の資料、ご覧のとおりです。
番号2番、申請内容はお手元の資料、ご覧のとおりです。
番号3番、申請内容はお手元の資料、ご覧のとおりです。
番号4番、申請内容はお手元の資料、ご覧のとおりです。
3条に関しましては以上です。
ご審議よろしくお願いたします。
ただいまの説明に関連して、調査委員の方からの調査結果の報告をお願いします。

○6番

4件ありますので、続けていきたいと思っております。
議案第33号、1番の説明をいたします。
2月9日に10番、20番、それから6番の私と事務局で調査いたしました。
1番ですが、調査地は農振農用地区域内農地です。
耕作または用畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。
譲受人は常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は 79,936 m²で下限面積の 5 反以上です。

許可申請に係る農地は譲り渡し人の所有農地です。

申請農地は農業上、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから、許可条件等による許可すべき要件をすべて満たしていると考えられます。

続きまして、議案第 33 号、2 番の説明をいたします。

調査員は、1 番と同じ、4 名でいたしております。

調査地は農業振興地域内の農地です。

耕作または用畜の事業に必要な機械の状況、農作業に従事する家族の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると思われま

す。譲受人が交錯耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は、12,025 m²で下限面積の 2 反以上です。

許可申請に係る農地は譲渡人の農地です。

申請後は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えられます。

以上、が、2 番です。

続きまして、3 番です。

農地法に基づく許可検討事項について議案第 42 号 3 番の説明をいたします。

調査は同じ 4 名で調査しました。

調査地は農振農用地区域内の農地です。

耕作または用畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況から見て、耕作の事業に供する農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま

す。譲受人は、常時農作業に従事するものと見込まれます。

譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は 85,186 m²で下限面積の 5 反以上です。

許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地です。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思われま

す。以上のことから許可要件をすべて満たしているものと考えま

す。議案 42 号 4 番の説明をいたします。

調査委員は、3 番目と同じ 4 名です。

調査農地農振農用地区域内外の農地です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の状況を保有状況、農作業に従事する家族の状況

等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると思われま

す。譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は 24,401 平米で、下限面積の 2 反以上です。

許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地です。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしているものと考えま

す。以上 4 件、報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

只今、申請理由の説明と現地調査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第 42 号に関連してご質問、ご意見等ありましたら出していただきたいと思いま

○13 番

今の説明の件ですけど、番号 2 番の件ですけども、これ私のエリアですけども、前回アンケートをちょっと回ったときに、その田んぼ見てみたんですけども、今はその現況じゃなくてですね、構造改善みたいなことをやっておられたんですけども、それだけの申し出とかがあったんですかね。

それと、番号 5 番、ですかね。

この目的というのが、私もあそこ通ってみたんですけども、太陽光とかの設置をされるのじゃないかなと思ったんですけども、そこら辺を教えてほしいんです。

○事務局

2 番についてですけども、現況を変えられてるというお話は聞いておりません。

形状を変えてあるのであれば、その際、農業委員会の方にお話をさせていただいてるものと思っております。

農地を農地として利用する場合に、形状を変えないで、ほ場整備をされる分には何ら問題はないと思いますけれども、形状が変わって面積が変わる場合は、届け出をしていただく必要があると思っております。

4 番の件ですけども、農地を農地として利用されるっていうことで申請書を受け付けております。

太陽光の話は一切聞いておりません。

○議長

13 番いいですか。

ほかにございませんか。

ご意見等ありませんか。

議案第 42 号について。

はい、特に意見がないようですので、この件につきましては原案通り可決をさせていただきます。

日程第 3 議案第 43 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

この件について、議案の説明を事務局よりお願いします。

○事務局

日程第 3、議案第 43 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見決定についてです。

下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可、不許可についての進達意見を決定していただくものです。

番号 1 番、申請者住所氏名ご覧のとおりです。

申請物件等もご覧のとおりです。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長

事務局より議案の説明が終わりました。

この件について現地調査の報告をお願いします。

○6 番

農地法に基づく検討事項について、議案第 43 号、1 番の説明をいたします。

30 年の 2 月 9 日、10 番、20 番、私と事務局で現地調査をいたしました。

調査地は第三種農地です。

太陽光発電事業に供するために転用されるものです。

申請地は自作地です。

再生可能エネルギー設備設置の申請をされ、認定をされております。

転用の妨げになるようなものは認められず、資力や目的実現の確実性はあるものと思
います。

被害の防除、排水等について十分注意され、問題が生じた場合は申請者が直ちに対処
するとのことになっています。

以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えます。

○議長

議案の説明と現地調査の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第 43 号について何かご質問、ご意見等ありましたが、出していただきたいと思
いますが、ございませんか。

はい。

ないようですので議案第 43 号は、原案のとおり許可相当として、県の方へ進達をさせていただきます。

続きまして日程第 4、議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

○議長

議案第 44 号です。

○事務局

日程 4、議案第 44 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見決定についてです。

下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可、不許可についての進達意見を決定していただくものです。

番号 1 番、申請者住所氏名等お手元の資料ご覧のとおりです。

申請物件、内容等ご覧のとおりです。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長

議案第 44 号についての現地調査の報告をお願いします。

○6 番

農地法第 44 号、1 番の説明をいたします。

調査委員は、前案件と同じく 4 名で現地調査いたしました。

調査地は第一種農地です。

申請地は 10 ヘクタール以上規模の一団の農地の区域内にある農地です。

住宅その他土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。

譲受人は、共働きで、未就学児が 4 名おり、育児に親の協力が必要であり、親の手が届く範囲に建設する必要があるため、この申請地を選定されました。

他に代替できるような土地は見つからなかったそうです。

転用の妨げになるようなものは認められず、資力や目的実現性の確実性はあるものと思います。

被害の防除については何かあった場合はその都度協議し、解決するとのことになっております。

以上のことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えます。

現地調査をいたしました。何も特別問題はないように思いました。

以上でございます。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明、調査員の結果の報告が終わりました。

議案第 44 号について、何かご質問等ありましたらお願いします。

○13 番

この案件は、前回ちょっとあの農振除外の申請がありまして、妥当だということで審議をして、農振の方でも判断したわけです。

○議長

はい、ほかに何かありませんか。

ご意見ございませんか。

ご意見も無く、全員賛成のようですので議案第 44 号は原案のとおり許可相当として県知事の方に進達をさせていただきます。

日程第 5 議案第 45 号多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

この件については議事参与の制限にかかる方がおられますので、退席をお願いします。12 番、18 番、関連議案の審議終わるまで、退室をお願いします。

2 人の退室が終わりましたので退室者に関する議案の説明をお願いします。

○事務局

(退室者に関する議案について説明)

平成 30 年第 2 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙の計画書につきまして、1 月 31 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

議事参与の関係上、お 2 方退室された方の説明をいたします。

お二方の分になりますが、計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておると考えております。

よろしくをお願いします。

○議長

議案第 40 号の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。

今説明した範囲内で何かご意見等ございませんか。

はい。

ないようですので、退室者の入室をお願いします。

はい入室が終わりましたので、議案第 40 号の残りの議案の説明をお願いします。

○事務局

はい、別冊農用地利用集積計画の総括表にてご説明をします。

(内容説明)

○議長

只今、説明ありましたように、議案第 45 号はすべて適格要件を満たしているということですので。

今回の多良木町農用地利用集積計画に対して皆さんがたのご意見ご質問等ありましたら、お受けしたいと思えます。

何かこの件についてご意見等ありませんか。

ないようですので、議案第 45 号は原案のとおり、決定をさせていただきます。

日程第 6、議案第 46 号、事前調査委員の指名についてを議題といたします。

来月の総会の予定を 3 月 12 日月曜日としております。

事前調査をその前の 3 月 9 日金曜日に、お願いしたいと思えますが、調査委員につきましては、7 番、8 番、11 番をお願いしたいと思えます。

みな様方のご都合いかがでしょうか。

調査日を 3 月 9 日金曜日午前 9 時から、総会を 3 月 12 日月曜日に行いたいと思えます。

午後 4 時ごろからにして、いかがでしょうか。

4 時からでいいですか。

それでは決定します。

議案第 46 号、報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを、議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約について、報告させていただきます。

ページ 25 ページになります。（内容について説明）

○議長

はい、ただいま、報告第 10 号の説明が終わりました。

この件について何か、発言ある方はおられますか。

特にないようですので、以上で報告第 15 号は終わります。

以上で本日提案しました議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承下さい。

○事務局

これをもちまして、平成 29 年度第 11 回農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末に相違ないことを証するために捺印します。

議長	谷口 照幸	委員	岩崎 正行
委員	西 丈一	書記	川越 恭子